

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 令和4年度第2回東久留米市環境審議会
2. 日時 令和4年10月24日(月) 午後1時30分から午後3時10分
3. 場所 東久留米市役所7階 703会議室
4. 出席委員氏名(敬称略) 杉原弘恭(会長)、水戸部啓一(職務代理者)、重藤さわ子、宮川正孝、濱中冬行、佐藤悦雄、桑原留里子、笠原正信、近藤豊(以上9名)
5. 欠席委員氏名(敬称略) 岸義幸、伊藤純一、古本栄一(以上3名)
6. 事務局職員名 長澤環境安全部長、浅海環境政策課長、高柳計画調整係長、平井生活環境係長、大木緑と公園係長、後藤計画調整係主任
7. 傍聴人 なし
8. 令和4年度第2回東久留米市環境審議会
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料の確認
 - (3) 議題
 - ①第1回東久留米市環境審議会会議録(案)の確認について
 - ②「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略(素案)」について
 - (4) 報告
「東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」について
 - (5) その他
9. 配布資料
 - 第10期東久留米市環境審議会委員名簿
 - 第1回東久留米市環境審議会会議録(案) …資料1
 - 東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略(素案) …資料2
 - 「東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画」策定進捗報告 …資料3

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について	…資料4
東久留米市第三次緑の基本計画等スケジュール（時点更新）	…参考資料1
20220830 審議会から「緑の基本計画・生物多様性戦略（素案）」へのコメント	…委員参考資料2
自由学園水文・気象観測システムの概要と観測データの例	…委員参考資料3

10. 令和4年度第2回環境審議会

- ・出欠席者の報告 出席9名、欠席3名、定足数に達しており会議は成立

(1)開会

- 異動委員、事務局職員のあいさつ（省略）

- 傍聴人の確認（省略）

(2)配布資料の確認（省略）

(3)議題

①第1回東久留米市環境審議会会議録（案）の確認について

- ・了承された

②「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略（素案）」について

【会長】

- ・前回の審議会でもいただいた「緑の基本計画・生物多様性戦略」原案へのコメント（委員参考資料2）は、第7回緑の基本計画等検討部会で紹介し、反映できるものを落としこんだものが今回の素案になっている。
- ・今回の素案として決定し、パブリックコメントへ進めていくことを考えているので、ご協力をお願いします。
- ・今回の素案は、本文のみで、資料編は入っていない。理由としては、本文に入れることができないものや修正ができなかったものなどを、コラムや資料編に入れ込むことで対応できるようにするためである。
- ・東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略（素案）（資料2）について説明をお願いします。

【事務局】東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略（素案）（資料2）の説明

- ・令和4年10月5日に第7回緑の基本計画等検討部会が開催され、資料2のとおり素案としてまとめたものを本日報告するので、審議いただきたい。

- ・レイアウトなど一部修正を要するものはあるが、環境審議会の委員の皆様にご確認いただいた後、パブリックコメントを実施していく。
- ・計画の構成、第1回環境審議会でもいただいた意見を踏まえて修正した箇所、第7回録の基本計画等検討部会で見直した箇所を説明した。

【会長】

- ・今の説明について意見、質問はあるか。

【委員】

- ・56 ページの4に特定外来生物の把握数と書いてあるが、何か調査されているのか。もしくは市民から寄せられた情報を報告しているということか。

【事務局】

- ・特別な調査はしていないので市民の方からの情報や職員の巡回による確認を行っている。

【委員】

- ・生き物のモニタリングとしてロゴフォームで特定外来生物の情報を寄せられるシステムを作ってはどうか。
- ・施策としてやるならば、情報提供する方法を考える必要があるのではないか。

【事務局】

- ・ロゴフォームを活用した市民の方から特定外来生物の報告を含めた生き物モニタリングができるかについて調整をさせていただきたい。

【委員】

- ・プラスチックや廃棄物の投棄の問題を分野ごとに分散化するのではなく、大局的に環境というものを捉える施策が必要なのではないかと思う。

【会長】

- ・他に意見、質問はあるか。

【委員】

- ・六仙公園など、市内にある公園は市の所有と考えてよろしいのか。公園の樹木が切られていくが、管理主体がどのようになっているのか。

【事務局】

- ・都立六仙公園については、東京都の公園条例に基づき、植栽も含めて東京都の施設となっている。
- ・公園には一部借地等もあるので、その所有物の取り扱いについては、整備の仕方にもよりますが、都立六仙公園に限っては原則として全て東京都が土地を購入して整備を進めているので、その上にある様々な工作物や植栽も含めて東京都の責任において実施している。

【委員】

- ・樹木を増やしたいということであれば、協定を結ばなければならないのか。
- ・黒目川の樹木に毛虫が集っていたので、市へ伐採をお願いした時に、「市の管轄ではないので、東京都の土木課に連絡してほしい」と言われたことがあるので、管理の形態を知り

たい。

【事務局】

- ・基本的には、植栽も含めて東京都の公園条例に基づく公園施設であれば市で無断では何もできないが、要望等があれば東京都の公園を管理している西部公園緑地事務所と連携して課題解決については共有を図ってまいりたいと考えている。

【委員】

- ・共有というか、東京都と一緒にやるということは環境問題の中では流れているのか。

【事務局】

- ・環境を取り巻く様々な条例があるので、中には東京都で緑化の条例であったり、東久留米市独自の緑化の条例など重複する部分もあるが、基本的には工作物の取り扱いや植物の取り扱いについては、それぞれ管理権限が異なると認識いただければと思う。

【委員】

- ・国の施設は当然国で管理することとなる。東京都でも都立の公園は井の頭公園にある西部公園緑地事務所が管轄している。保全地域は多摩環境事務所で管理しており、それぞれ皆管理主体が違う。
- ・東久留米として例えば今後、水と緑のネットワークを作る上で重要なことや、意見、要望が出てくれば管理主体が集まってネットワークを作っていくことが可能になると思う。

【委員】

- ・非常に重要なことになりそうである。

【会長】

- ・この件についてはよろしいか。他に意見等はあるか。

【委員】

- ・56 ページの生きものモニタリング効果で、代表種の毎年調査の確認状況。それから5年ごとの確認状況と書いてあるが、40 ページに施策 30 に区域を絞って行うことと、今後、広域調査の2種類の調査を実施すると書いてあるが、これとリンクした話なのか。毎年調査と5年に1回の調査の意味がよく理解できない。

【会長】

- ・5年に一度の方は生物基本調査でそこでも確認する。毎年調査の方は市民や委託を受けた方が報告しているということであるが、ご質問いただいたことがリンクしているのかわかりづらいというのはたしかにそのとおりである。

【委員】

- ・文章を直せばよいのではないか。
- ・モニタリングの一つは市民からの情報で、毎年観察を行い、5年に1回の調査は予算を投じてきちんと調べていくものである。
- ・毎年調査を行うものの中では、いろいろなサンプルが出てくるものをそのまま集めるもの

と、その代表者を絞って集めるのと両方ある。それが、分かりづらく見えている。また、観察種と代表種が書いてあることがわかりづらくなっているのではないか。

【事務局】

- ・表記の中でコラムに入れてもいいと思う内容でもある。また、コラムに入れることによって、市民の方への紹介にもなると思うので、少し整理させてもらえればと思う。

【会長】

- ・周辺の方には全て資料としてメカニズムが書かれているが、本文だけだとわかりにくいと思う。
- ・他に意見はあるか。

【委員】

- ・今後の流れとして意識すべきこと。生物多様性戦略を巡る動きは、社会経済的な要素と絡めて社会的にも議論され始めていると思う。そういう意味では、全体的にまだ保全というところに終始している感じがする。地域作りや、今後地域がどうありたいのかというビジョンが、本来の水と緑と人のネットワーク作りということだと思う。しかし、この中に生活者視点や社会経済的要素が見えないのが残念である。
- ・これまでの10年はこれで良いと思うが、これからの10年を考えたら、これまでの資本は経済資本が中心で、自然資本はそれに脅かされる存在だった。しかし今、自然資本をベースとして社会経済を作り直しましょうという流れが世界的にあるとすれば、東久留米市も今までやってきたことを生かして、自然を守って豊かにして、今後の社会経済に結びつけていきたいと思いますということが少しでも盛り込めれば、今後の10年に向けての非常に良いメッセージになると思う。

【会長】

- ・今、おっしゃっていただいたのは環境基本計画に入るのが本来ではないかと思うが、生物多様性というのが、緑の基本計画の中に入っている。

【委員】

- ・それはそうだが、もっと統合的視点を入れたい、ということ。世界的には、生物多様性や生態系サービスの保全が企業の企業活動の持続可能性にもつながるので、自然生物は自然生物、社会は社会経済という時代ではなくなってきているという意味である。

【会長】

- ・生態系サービスは、自然が持っている作用のうち、人間が享受できる部分の自然の機能によるものなので生態系サービスの範囲が狭くなる。環境の持っている作用の広い部分と、人間が社会経済的な価値を享受できる部分の両方を見ないといけないので、基本的には環境基本計画に入れるものだと思う。
- ・滋賀県が温暖化対策の計画として県民に対して、トトロのサツキとメイなのか、ドラえもんタイプがいいのかという二つのプランを出して、人工的な社会が良いのか、自然を重視した社会が良いのかを選択してもらおう試みがあった。

【委員】

- ・抽象的に言いすぎてしまったが、具体的には、例えば生物多様性が豊富だということは、子育てをしやすい地域として、有利に働く。また、緑が豊かな住宅街なら、それだけその資産価値が高いとか、住宅地としての評価が高くなっていくことがあるのではないかと思う。そのようなアピールをしていくことによって選ばれるまちになってくるし、そういった評価軸で選ばれていけば、よりそういう環境が整ってサイクルをつくる必要があると思う。「守りましょう」ばかりではないことも豊かな地域にしていくのには重要ではないかと子育て世代としても思うところである。

【委員】

- ・とても大事な視点だが、以前の緑の基本計画や生物多様性戦略、環境基本計画というのではなく、まちの基本理念が認識されなければならない。

【委員】

- ・連鎖して全ての計画に入り込んでいくことである。

【委員】

- ・その辺をつくるにあたっていろいろお話をさせていただいたが、なかなかまだそこまではいかない。
- ・住みやすい街ランキングでは、東久留米市は非常に低い。自分たちの街を振り返って、将来どのように持っていかなければいけないか検討すべきだろうということで、お渡ししたが、著作権の問題があるのでオープンにできない。
- ・生物多様性はこれからの重要なキーだが、ここでいきなり謳っても多分市民の方には伝わりにくいと思うので、もっと大きな概念で、我々の持つ非常に重要な財産である自然や環境をどう生かしていくかということ、環境基本計画あるいは上位計画で議論すべきではないかということで、緑の基本計画・生物多様性戦略には入れていないということである。
- ・議員や色々な方から財政どうするのかなど、目先の話も増えてしまう。

【会長】

- ・自然の持つ良さと都市の利便性を合わせもつ東久留米であるが、PR しすぎると住宅やマンションの開発が進んで自然が失われていくということがある。
- ・境基本計画と緑の基本計画を一本化してもよいかという話もあるが、東久留米市のみどりに関する条例が先に制定され、環境基本計画の具体的な緑の部分は、緑の基本計画でということのたてつけがまだあるので、緑の基本計画はこのような素案の形にさせていただいた。
- ・他に意見はいかがか。

【委員】

- ・5 ページに「水と緑と生きものの現況」に地形の現況が出ており、その中に「台地面」、「崖線面」という言葉が出てくるが、それが東京全体でどういう位置づけかということが

市民の方にもっとわかると良いと思う。

- ・西から見ると山地、丘陵地、台地、低地があり、その中の、中央に東久留米市があり、湧水があるからそこが水平になって、川は流れていくということが示されると、なぜこんなに水と緑が豊かなのかということが、市民の方にもわかっていただけたと思う。

【会長】

- ・第二次緑の基本計画・生物多様性戦略の資料に、そのあたりを解説した「東久留米市の土地の成り立ち」を書いてあるので、後ほどお目通しいただければ幸いである。
- ・検討部会で議論があったことを一つ紹介させていただくと、27 ページの施策の体系で、基本方針4では「適正」を削っている。きちんと管理しないということではなく、この「適正」という字は英語で「appropriate」と言うが、人間が計画したものは、この適正な管理をということで「適正」は使えるが、自然環境自体を人間が「appropriate」で管理することが果たしてできるのかという議論があり、専門的な用語では「適正」ではなく、「適性」であり、英語では「suitable」と言うが、使われている範囲が非常に狭い言葉なので、ここでは取らせていただいている。
- ・公園の適正管理など、人間が関与できる場所は正しく「appropriate」に管理するということである。
- ・自然に直接関与するところは、「適正」という言葉は使わない方が良いという議論があり、現在の素案になっている。
- ・環境は行ったことにどのようなアクションが起こるかわからない。「管理」の英語は「administration」で決められたことを執行することである。環境には「adaptive management」と「適性」なマネジメントと使い分けがされている。
- ・他に意見はいかがか。

【委員】

- ・そのような意見にこだわりながら議論させていただいた。

【会長】

- ・13 ページの水と水の将来像の一番最後のところで「成育」を「生育」に変えたところも議論した。「生育」は、本当は狭い意味では植物に使う言葉であるが、やはり市民がわかりやすいようにということで、審議会でも、ご意見いただきましたように広い意味では、ここでは「生育」という言葉を採用させていただいた。
- ・細かい言葉遣いについては議論し、適正な言葉を入れさせていただいたと思っているところである。
- ・他に意見はいかがか。

【委員】

- ・5ページの「(3) 生きものの現況」で「川沿いや湧泉池などの水辺や」という言葉が出てくるが、環境基本法の14条2号に、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、次に「水辺地等」と書いてあ

る。「水辺地」という言葉が東久留米には合っていると思う。

- ・環境基本法の14条2号でこのような表現を使っていることを、将来の時に使われるのもよいのではないかと思った。

【会長】

- ・用語集でフォローしてもよいのかもしれない。

【委員】

- ・注意しなければいけないのは、役所が使う言葉が一般的かどうかということである。
- ・一般の方たちには「水辺」と言うのが普通で、「水辺地」という言葉は使わない。

【委員】

- ・概念としては良いと思う。

【会長】

- ・調べる必要があるかもしれない。
- ・ウェットランドもラムサール条約に入っているが、例えば湿地だけにしてしまうと範囲が狭くなる。ウェットランドは範囲が広いので、その翻訳語かもしれない。

【委員】

- ・川崎市には「かわさき水辺地市民調査マニュアル」というものがあるようだ。

【委員】

- ・国語の辞書には出てこないが、そのような使い方もあるということだろう。

【会長】

- ・環境基本法14条では、「この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。」とあり、1項が「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。」、2項が「生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。」、3項が「人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。」とあり、先ほど委員から意見が出たようなことがカバーされている大事な条文である。
- ・用語集でそのあたりのことを織り込んでいければと思う。

【委員】

- ・「涵養」という言葉が読めなくて一般的ではないのではないか。

【委員】

- ・水源かん養保安林というように、そこだけひらがなにしている。

【会長】

- ・「涵養」を「かん養」にして、用語集で解説するようにする。

【委員】

- ・「水辺地」については、水辺のところから派生して、「川沿い」と「湧水地」を指すようだ。

【事務局】

- ・会長とも整理させていただきたい。

【委員】

- ・熊本県では、「緑人と水とのふれあいの場となり、水質浄化の機能が発揮され、豊かで多様な水生生物の生息環境として保全されること」を目標にしている。

【事務局】

- ・行政側からすると、新しい言葉を出すと、その定義は何かというのは問われてくる。整理が必要だが、あまりにも広がってしまうと、そこに向けて何か政策をやっていくのかというところにも繋がってくる。

【委員】

- ・役割は市民目線で良いと思う。

【会長】

- ・他にいかがか。
- ・他に意見がなければ、この素案を審議会として了承させていただく。
- ・パブリックコメントを受けて、議論をいただければと思う。

【事務局】

- ・パブリックコメントは11月24日（木）から12月13日（火）までを予定しており、11月1日号の市報で周知していく。
- ・パブリックコメントに寄せられた意見に関する対応方針などについては、検討部会で改めて諮ることとする。

(4)報告

「東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」について

【会長】

- ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と区域施策編について報告をお願いする。

【事務局】 「東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画」策定進捗報告（資料3）の説明

- ・計画の範囲の基本的な考え方は、第三次の地球温暖化対策実行計画と同様に、市本庁舎、出先機関を含めた組織及び街路灯などの野外施設を含んだ施設に係る事務事業をしている。
- ・温室効果ガス排出量算定の対象は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンとしている
- ・第四次実行計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、基準年度は平成25（2013）年度とする。
- ・排出係数については環境省マニュアルに沿って算定していく。

- ・修正点は、第三次計画においてはハイブリッド車からのメタンや一酸化二窒素は算定対象外としていたが、第四次計画からはハイブリッド車から出るメタンや一酸化二窒素についても算定対象としていく。
- ・温室効果ガスの排出算定対象施設及び算定項目は、この5年間で施設の統廃合、廃止等もあったので、今現在その施設については公共施設白書等を含めて精査中である。
- ・東久留米第三次地球温暖化対策実行計画及び東久留米市第三次地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化対策マニュアルにおける目標達成に向けた取り組みの実践度を評価するため、関連部署および管轄する施設にアンケート調査を実施し、回収した調査票についてデータの精査集計を行っている。

【会長】

- ・事務局からの説明に対し、質問、意見はあるか。

【委員】

- ・柳泉園はどのような扱いになっているのか。

【事務局】

- ・柳泉園から出た温室効果ガスについては、構成3市でそれぞれ分割することになっている。

【事務局】

- ・柳泉園も地球温暖化対策実行計画を策定しているので、燃焼することによって発生する二酸化炭素排出量については、発生させた自治体に戻される形になる。
- ・事務事業編では公共施設として排出したごみの排出量は計算上入っているが、家庭ごみを含めた排出量までは入っていない。

【会長】

- ・燃焼効率を良くするために重油で乾燥させているのか。

【事務局】

- ・燃焼する時には廃プラスチックも入れて燃焼している。
- ・柳泉園は中間処理施設なので、最終処理施設として二ツ塚処分場に持っていくが、そこでエコセメント化に際しては、乾燥灰ではなく、湿灰として入れている状況である。

【会長】

- ・場所によっては、生ゴミを燃やしやすくするために、重油で乾燥させるところもあるが、柳泉園はしていないのか。

【事務局】

- ・していない

【委員】

- ・温度が下がってしまうので、逆にプラスチックを入れている。

【事務局】

- ・廃プラスチックを入れないと温度が上がらない。

【委員】

- ・温度が低いとダイオキシンが出やすい。

【会長】

- ・他に、いかがか。

【委員】

- ・アンケートは、CO₂ の削減に何が効いたかという因果関係の根拠データという位置づけか。あるいは職員の意識を把握するためなのか。

【事務局】

- ・意識調査と各施設の取り組み状況を調査し、温室効果ガス削減効果や排出の実績値と実際の行動を関連付けるための参考資料としてアンケート行った。

【委員】

- ・前回の審議会で質問させてもらったが、市役所屋上の太陽光パネルのkWは調べられたのか。議事録には把握していないと書かれている。

【事務局】

- ・小数点以下までは定かではないが、24で、年間で42,000kWhくらいだったと思う。

【委員】

- ・私が把握している内容と違う。プレスによると、305W×1,200,000で36.6kWhと聞いている。きちんと確認されたのか。

【事務局】

- ・今回、二酸化炭素排出係数を計算するにあたり、庁舎全体の年間の消費量に対して今回どれぐらい太陽光パネルを積むことによってそちらに転嫁できるのかは計算した。

【委員】

- ・むしろ非常電源の不足が基本的にあったので、その補填という形で、太陽光パネルを上げるということになったと聞いている。

【事務局】

- ・庁舎の非常電源が72時間必要であるという話があり、それに対応するために、一度蓄電池に溜めて戻すという形になるので、そこは計算していると聞いている。
- ・災害時に対応できるような形で最低限のもの賄うものである。全てを賄うとなると、年間1,500,000kWh必要なところ、42,000kWhしかないが、災害時のときに対応できるような形で太陽光パネル、VPP、蓄電池を入れるシステム構築をしている。

【会長】

- ・他にいかがか。

【委員】

- ・家庭編はあるのか。

【事務局】

- ・家庭も含めた市域全体の区域施策編については、後ほど皆様に報告するが、現時点では、

区域施策編は策定していない。

【委員】

- ・他自治体で、夏休み中の子どもにどのような取り組みを行ったかということで、面白い分析を出してもらい、それを市全体で集めて、どれだけCO2を減らしたかというよりも、家族全員でどのように楽しく取り組んだかを順位決めする。そうすると子どもたちから父母へ影響があって良いのではないかということで、紹介させていただいた。

【会長】

- ・ありがとうございました。それでは区域施策編について報告をお願いします。

(5)その他

【事務局】 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（資料4）の説明

- ・地球温暖化対策実行計画区域施策編は、自治体などの区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画で、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するための実施の措置の内容を定めるとともに、排出量の削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入や省エネを促進し、公共交通機関利用者の利便の増進や緑化の推進、廃棄物等の発生抑制と循環型社会の形成について地域全体で定めるものである。
- ・令和4年4月より施行された地球温暖化対策推進に関する法律の一部を改正する法律において、地方公共団体実行計画に施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業に係る促進区域や地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされた。
- ・東久留米市では、第二次環境基本計画の中において、計画の期間内に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいた地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し、市民、事業者、行政が一体となって取り組みを実行するとしていることから、第二次環境基本計画の計画期間が終了する令和7年度末までに策定をすることを考えている。
- ・第二次環境基本計画の中で区域施策編を推進するとあるが、東久留米市としては、具体的な施策の検討作業の時間を充実させるとともに、第三次環境基本計画と合わせて検討を進めたいと考えているので、同計画に記載されている温暖化対策との整合性を図ることから、施策の推進としては次の第三次環境基本計画と同時の令和8年度からスタートをするために準備を進めてまいりたいと考えている。
- ・この件については、改めて環境審議会に諮ってまいりたいと考えているが、現段階で市の考えとしては、第三次環境基本計画と同じ時期の策定及びスタートと考えている。

【会長】

- ・前回の審議会のときにもこの議論はあったが、何か質問、意見等はあるか。
- ・環境基本計画との整合性として、前回、私から委員資料でタイムスケジュールを参考に示したとおりである。

【委員】

- ・ゼロカーボン宣言はしないのか。

【事務局】

- ・区域施策編策定までに、様々な情勢の変化や新たな政策等も講じていくことになろうかと思うので、その都度、ゼロカーボンについては考えていきたい。

【委員】

- ・他市では首長が宣言を発したいということを知る。

【事務局】

- ・首長も課題の一つであると認識している。
- ・ゼロカーボンシティ宣言を出している自治体を見ると、まずは取り組んでから宣言する自治体もあれば、宣言を先にする自治体もある。前者であると、今後は何に取り組むのかという話になるので、そのあたりのところを現在検討している。

【会長】

- ・区域施策編と検討の中で、その話も並行して進めていくことになると思う。
- ・他にいかがか。
- ・意見がなければ、私から委員参考資料3を紹介させていただきたい。
- ・自由学園では、気温、湿度、風向、風速、気圧、日射、降水量のリアルタイムデータを取っている。
- ・例として、気圧が赤い矢印のところのオレンジのラインがどんどん下がって台風が接近し、通過した様子である。最大瞬間風速が台風の通過とともに収まってきているのがわかる。
- ・昨年12月17日の21時過ぎに気温が10℃から5℃に急激に下がった一方、最大瞬間風速はいきなり6m/sから24m/sになった。これはダウンバーストでほぼ竜巻に近い状態が発生したようで、学園の近くに住んでいるが少し屋根が浮き上がるような感触があった。先ほどの地形との関係で台地面と川の面だと10mほど高低差があるので、このダウンバーストの影響が出たのかもしれない。
- ・気温を示したもので、8月1日に36度を観測している。このようなデータを、学校の熱中症対策にも使える。また、府中、練馬、所沢のアメダスのデータを取っているが、自由学園で観測することによって、この辺りを補完できるようになっている。
- ・日射量のデータも取れるので、太陽光発電にも活かせると考えている。このようなデータが使えると地域の環境の分析、防災、太陽光発電、環境モニタリング、学習研究利用など多様に活用できよう。

【委員】

- ・気象庁のデータベースには行かないのか。

【会長】

- ・気象庁には行かないが、正式な気象データとして使える。

【委員】

- ・データが多くなれば色々使えると思う。

【委員】

- ・かんきょう東久留米で降水量と湧水量、流量の話で、どこかにデータがあると良い。今は所沢や練馬のデータを引っ張ってきているが、合わないこともある。

【会長】

- ・かんきょう東久留米は環境基本計画と緑の基本計画の年次報告のアンニュアルレビューが審議会の役目であるから、そのときに参考資料で持てるようにするのも検討しても良いかもしれない。
- ・東久留米の実態を把握することにつながる。
- ・しばらくは安定運用のため、様子見であったが、使えることがわかってきたので参考にさせていただければと思う。
- ・最後に事務局から連絡等はあるか。

【事務局】

- ・本審議会で決定しました第三次緑の基本計画・生物多様性戦略（素案）について、パブリックコメントを実施していく。
- ・パブリックコメントの後、検討部会において内容の確認修正等の対応を図り、改めて環境審議会へ報告し、市長への答申としてまとめていただきたいと考えている。
- ・時期としては、1月中下旬を予定しており、日程等については改めて調整させていただく。

【会長】

- ・他に何かあるか。

【事務局】

- ・先ほど、庁舎屋上の太陽光パネルの件ですが、数字に誤りがあった。委員から紹介いただいた太陽光パネルについては、120枚 36.6kWhの発電量である。
- ・その他、蓄電池、V2Hを入れて、発電量は年間約42,000kWhである。
- ・二酸化炭素排出量の削減見込みは20t-CO₂である。
- ・今回、太陽光パネルの設置をして最終的には庁舎を建てたときの既存のガスタービン式の発電機があるが、これと太陽光発電と蓄電池を組み合わせると72時間の電力を災害時に確保するといったシステムである。

【委員】

- ・12月が竣工であったか。

【事務局】

- ・そこまでは把握していないが、ウクライナ情勢を受け、非常に工事の工期が伸びている傾向があるので、竣工の予定がずれる可能性はあると思う。なかなか部品等が入ってこない状況が見受けられる。

【会長】

- ・駐輪場の上は一番最初か。

【事務局】

- ・駐輪場の上にも太陽光パネルを入れると聞いている。
- ・様々な地球温暖化対策を紹介できればと思っている。

【委員】

- ・効率の良いものが日本ではできているので、普及、促進をしていかなければならないのではないかと思っている。

【会長】

- ・廃棄の問題も大きい。
- ・他によろしいか。

【委員】

- ・前回の会議録で一か所だけ、文言の微修正をお願いします。

【会長】

- ・承知した。
- ・これをもって、第2回環境審議会を終了する。